

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 7 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

白川町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（令和 6 年白川町訓令甲第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（準要保護児童生徒の認定） 第 4 条 町長は、児童生徒の保護者が、前年度又は当該年度において次の各号に掲げる措置のいずれかを受けた者であつて、要保護者に準ずる程度に困窮しており、援助が必要と認めたときは、当該保護者を準要保護者と、当該児童生徒を準要保護児童生徒として認定する。 (1)～(5) （略） (6) 国民年金法（昭和 3 4 年<u>法律</u>第 1 4 1 号）第 8 9 条又は第 9 0 条の規定による国民年金の掛金の免除 (7)～(9) （略） （申請） 第 6 条 就学援助を希望する者は、要保護・準要保護世帯認定申請書（様式第 1 号）を _____ 町長に提出しなければならない。 <u>2 町長は、前項の規定による申請があつた場合において、認定のため必要があると認</u>	（準要保護児童生徒の認定） 第 4 条 町長は、児童生徒の保護者が、前年度又は当該年度において次の各号に掲げる措置のいずれかを受けた者であつて、要保護者に準ずる程度に困窮しており、援助が必要と認めたときは、当該保護者を準要保護者と、当該児童生徒を準要保護児童生徒として認定する。 (1)～(5) （略） (6) 国民年金法（昭和 3 4 年_____第 1 4 1 号）第 8 9 条又は第 9 0 条の規定による国民年金の掛金の免除 (7)～(9) （略） （申請） 第 6 条 就学援助を希望する者は、要保護・準要保護世帯認定申請書（様式第 1 号）に、<u>世帯認定調査書（様式第 2 号）による民生委員の意見を付して</u>、町長に提出しなければならない。

改 正 後	改 正 前
<u>めるときは、世帯認定調査書(様式第2号)により民生委員の意見を聴取することができる。</u> (支給決定) 第7条 町長は、<u>前条の規定</u>による申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに就学援助の要否を決定する。 2・3 (略) (支給決定の取下げ) 第11条 (略) <u>2 町長は、前項の規定による申出があつたときは、速やかに就学援助の終了を決定するものとする。</u> (支給決定の取消し等) 第12条 (略) 2 町長は、支給期間の途中において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日以降にかかる支給決定を取り消すことができる。 (1) (略) (2) 受給者の属する世帯の経済状況が好転したが前条<u>第1項</u>の規定による<u>取下げ</u>の申出がなかったとき 経済状況が好転したと認める日 3 町長は、<u>前条第2項の規定により支給終了の決定をしたとき又は前2項の規定により支給決定を取り消したときは、就学援助費支給決定取消通知(返還命令)書(様式第6号)により当該受給者に通知し、既に交付した就学援助費があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。</u> (学校への報告) 第13条 町長は、<u>前条第3項の規定による通知を</u>したときは、当該<u>通知に係る</u>児童生徒の在籍する	(支給決定) 第7条 町長は、<u>前項の規定</u>による申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに就学援助の要否を決定する。 2・3 (略) (支給決定の取下げ) 第11条 (略) (支給決定の取消し__) 第12条 (略) 2 町長は、支給期間の途中において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日以降にかかる支給決定を取り消すことができる。 (1) (略) (2) 受給者の属する世帯の経済状況が好転したが前条____の規定による<u>辞退__</u>の申出がなかったとき 経済状況が好転したと認める日 3 町長は、____<u>前2項の規定により支給決定を取り消したときは、就学援助費支給決定取消通知(返還命令)書(様式第6号)により当該受給者に通知し、既に交付した就学援助費があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。</u> (学校への報告) 第13条 町長は、<u>第11条第2項の規定による就学援助の終了又は前条第3項の規定による支給決定の取消を決定したときは、当該決定にかかる</u>児童生徒の在籍する

改 正 後	改 正 前
学校長に報告するものとする。	学校長に報告するものとする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係） 【別記 1 参照】

様式第 2 号（第 6 条関係） 【別記 2 参照】

附 則

（施行日）

1 この訓令は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日前に、改正前の様式により提出された申請書その他の書類は、改正後の様式により提出されたものとみなす。

様式第1号 (第6条関係)

白川町長 様	年 月 日
就学援助費の交付を受けたいので、要保護・準要保護世帯として認定して下さる よう申請します。なお、申請に伴い、白川町教育委員会が私及び私の同一世帯員の 前年中の所得と世帯について調査、確認することに同意します。	
住 所 白川町	(自治会)
保護者氏名 (申請者)	連絡先 ()

受 付 印

	児 童 生 徒 名	申請者との 続 柄	生年月日	学校名	学 年	前年度の 受 給
1			H.R ・ (満 歳)	小 中	年	有 ・ 無
2			H.R ・ (満 歳)	小 中	年	有 ・ 無
3			H.R ・ (満 歳)	小 中	年	有 ・ 無

	児童生徒以外の家族氏名	申請者との 続 柄	生年月日	勤務先(職業) 学校・園名	収 入	※記入しない
1		申 請 者	T.S.H.R ・ (満 歳)		有 ・ 無	()
2			T.S.H.R ・ (満 歳)		有 ・ 無	()
3			T.S.H.R ・ (満 歳)		有 ・ 無	()
4			T.S.H.R ・ (満 歳)		有 ・ 無	()
5			T.S.H.R ・ (満 歳)		有 ・ 無	()
6			T.S.H.R ・ (満 歳)		有 ・ 無	()

1. 生活保護を受給中 2. 児童扶養手当を受給中 3. 町民税が非課税または減免 4. 個人事業税が減免 5. 固定資産税が減免 6. 国民健康保険税が減免猶予	7. 国民年金の掛金が免除 8. 生活福祉資金の借り受け 9. 生活保護の停止または廃止（ 年 月 日） 10. その他（具体的に）
--	--

3. 資産の状況 ※数字を記載、または該当する番号に○を付けてください。

住 家	延面積 坪	木造 瓦葺 1階建 スレート葺 鉄骨 トタン葺 2階建	持家 借家 (家賃月額 円)
	居室数 (玄関・風呂・便所等除く) 室		
土 地	宅地 坪	持地 借地 (月額 円)	田 a 畑 a 山林 a 原野 a その他 a
家電品	1. テレビ 2. ビデオ(DVD) 3. 洗濯機 4. 衣類乾燥機 5. 冷蔵庫 5. 電子レンジ 6. 扇風機 7. 掃除機 8. 温水器 9. エアコン 10. ファンヒーター 11. パソコン 12. 携帯電話 13. インターネット回線		
車両等	1. 自動車 (トラック・軽以外) _____ 台 2. 軽自・軽トラ _____ 台 3. トラック _____ 台 4. オートバイ _____ 台 5. その他 ()		

【別記 2】

様式第 2 号（第 6 条関係）

世 帯 認 定 調 査 書

申請者氏名	
-------	--

年 月 日

1. 調査員の意見（認定について）				調査結果を踏まえて、 左記のとおり意見を付します。		
_____ _____ _____				民生委員		
2. 家族の労働及び健康状況 ※同居以外でも同一生計にあれば記載してください。						
氏 名 (児童生徒除く。)	続柄	勤務先(労働内容)	労働 日数	健康の 状況	生計 区分	備 考
	申請者					
					☐ 同一 ☐ 別	
					☐ 同一 ☐ 別	
					☐ 同一 ☐ 別	
					☐ 同一 ☐ 別	
					☐ 同一 ☐ 別	
3. 系図						

4. 家庭の状況		※暮らしぶり、子どもの様子等						
5. 建物等の状況		※一般的な住家と比較した場合の状況						
(1) 建物の状況		良い	普通	悪い	(2) 室内の状況	良い	普通	悪い
(3) その他		(						)
6. 援助の状況		※世帯員以外から経済的援助を受けていればその内容						
7. 近隣の風評								
(1) 生活状態		良い	普通	悪い	(			
(2) 素行		良い	普通	悪い	(			
(3) 嗜好品		<酒>		飲まない	少々飲む	よく飲む		
		<煙草>		吸う	吸わない			
(4) 信用		ある	普通	ない	(			
(5) その他		(						)